

## 議案第 2 5 号

### 職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応す

る改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員(次項に規定する者を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては<u>3号給</u>、<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの</u>のうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員(次項に規定する者を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として人事委員会規則で定める職員にあっては、<u>3号給</u>)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>

料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの  
として人事委員会規則で定める職員にあっては5号給)とする  
ことを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定する  
ものとする。

7～11 略

(扶養手当)

第8条 略

2 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については  
1万2,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族  
(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)につい  
ては1人につき6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある  
場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶  
者が不在の場合にあつてはそのうち1人については1万1,000  
円)とする。

7～11 略

(扶養手当)

第8条 略

2 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については  
1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族  
(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち  
2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない  
配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500  
円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人につい  
ては1万1,000円)、その他の扶養親族については1人につき

4 略

(住居手当)

第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号

5,000円とする。

4 略

(住居手当)

第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号

に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

(3) 略

3 略

( 期末手当 )

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適

に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 1,500円(当該住宅が当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は2,500円)

(3) 略

3 略

( 期末手当 )

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適

用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の80を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の60、12月に支給する場合には100分の70を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職

用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の75を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職

期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理職手当）</p> <p>第7条の2 <u>管理職手当</u>は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性を考慮して人事委員会規則で指定する<u>職を占める職員</u>に対して支給する。</p>	<p>（管理職手当）</p> <p>第7条の2 <u>人事委員会</u>は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で指定する<u>もの</u>について、その特殊性に<u>基き、給料月額につき適正な管理職手当額表を定めることが</u>で</p>

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

(4) 4級地 100分の10

(5) 5級地 100分の6

(6) 6級地 100分の3

3 略

きる。

2 前項の管理職手当額表に定める管理職手当の額は、給料月額100分の25を超えてはならない。

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

3 略

( 給与の口座振替の方法による支払 )

第16条の12 略

( 給与からの控除 )

第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- (1) 県が設置する公舎並びに県から貸与された職員のための住宅及び駐車場の貸付料
- (2) 職員の勤務に伴う駐車、食事その他の公共施設の恒常的な利用に係る使用料及びその利用に必要な経費
- (3) 財団法人鳥取県職員互助会、財団法人鳥取県教育関係職員互助会及び財団法人鳥取県警察職員互助会の掛金及び償還金
- (4) 地方職員共済組合鳥取県支部が取り扱う月掛貯金
- (5) 地方職員共済組合鳥取県支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労

( 給与の口座振替の方法による支払 )

第16条の12 略

働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財  
団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同  
組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金

(6) 中国労働金庫の積立金及び償還金

(7) 鳥取県職員労働組合、鳥取県現業公企職員労働組合、鳥  
取県教職員組合及び鳥取県高等学校教職員組合の組合費

(8) 教職員のPTA会費

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与及びその額) 第2条 略	(給与及びその額) 第2条 略

2 略

3 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 略

2及び3 略

4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定

2 略

3 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 略

2及び3 略

4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定

める割合を乗じて得た額とする。

5 略

める割合を乗じて得た額とする。

5 略

( 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 )

第 4 条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 昭和32年鳥取県条例第37号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 ( 以下この条において「改正部分」という。 ) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 ( 以下この条において「改正後部分」という。 ) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>( 住居手当 )</p> <p>第 4 条の 4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) その所有に係る住宅 ( <u>規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。</u> ) のうち当該職員その他規則で定める者によって新築</p>	<p>( 住居手当 )</p> <p>第 4 条の 4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) その所有に係る住宅 ( <u>知事が定めるこれに準ずる住宅を含む。</u> ) に居住している職員で世帯主であるもの</p>

され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日  
から起算して5年を経過していないものに居住している職員  
で世帯主であるもの

(3) 略

(3) 略

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 略 2及び3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には <u>100分の150</u> 、12月に支給	(給与) 第2条 略 2及び3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には <u>100分の160</u> 、12月に支給

する場合においては100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

場合においては100分の170を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

( 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 )

第 6 条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ( 昭和41年鳥取県条例第39号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>( 住居手当 )</p> <p>第 4 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) その所有に係る住宅 ( 企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。 ) <u>のうち当該職員その他企業管理規程で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該</u></p>	<p>( 住居手当 )</p> <p>第 4 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) その所有に係る住宅 ( 企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。 ) に居住している職員で世帯主であるもの</p>

新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに

居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

(3) 略

( 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 )

第7条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>( 住居手当 )</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員<u>その他企業管理規程で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該</u></p>	<p>( 住居手当 )</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</p>

新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに

居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

(3) 略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条	3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条

例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の130」とあるのは「100分の150」と、「100分の150」とあるのは「100分の170」とする。

例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

( 給与条例の適用除外等 )

第 8 条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 150」と、「100 分の 150」とあるのは「100 分の 170」とする。

( 給与条例の適用除外等 )

第 8 条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項及び第 16 条の 4 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条の規定」と、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 160」と、「100 分の 160」とあるのは「100 分の 175」とする。

( 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 )

第10条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="331 1038 423 1070">附 則</p> <p data-bbox="241 1117 1106 1374">第8条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第11条の6及び第16条の4第5項(第16条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する</p>	<p data-bbox="1218 1038 1310 1070">附 則</p> <p data-bbox="1137 1117 2002 1374">第8条 前条の規定による給料を支給される職員に関する<u>次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

る条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）

附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

第7条の2第2項	給料月額	給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7条の規定による給料の額との合計額
第11条の6	給料	給料月額と平成18年改正条例附則第7条の規定による給料の額との合計額
第16条の4第5項 （第16条の7第4項において準用する場合を含む。）	月額	

( 地域手当に関する経過措置 )

第 9 条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる新給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第 9 条の 2 第 2 項 第 3 号	100分 の12	100分の12を超えない範囲内で人事 委員会規則で定める割合
第 9 条の 2 第 2 項 第 4 号	100分 の10	100分の10を超えない範囲内で人事 委員会規則で定める割合
第 9 条の 2 第 2 項 第 5 号	100分 の 6	100分の 6 を超えない範囲内で人事 委員会規則で定める割合

( 地域手当に関する経過措置 )

第 9 条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる新給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第 9 条の 2 第 2 項 第 3 号	100分 の12	100分の12を超えない範囲内で人事 委員会規則で定める割合

第9条の2第2項 第6号	100分 の3	100分の3を超えない範囲内で人事 委員会規則で定める割合
-----------------	------------	----------------------------------

略

2～5 略

--	--	--

略

2～5 略

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条、第10条及び次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

( 平成23年3月31日までの間における管理職手当の経過措置 )

2 第2条の規定の施行の際現に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が当該者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定の適用については、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月

額」とあるのは「職員の給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

（この条例の施行に関し必要な事項）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。